

議 第 75 号

平成30年2月23日提出

熊本城復元整備基金条例の一部改正について

熊本城復元整備基金条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本城復元整備基金条例の一部を改正する条例

熊本城復元整備基金条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を復元整備する」を「の復元整備及び災害復旧並びにその過程の公開その他これらに関連する事業を実施する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本城復元整備基金の設置目的に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。